

大阪市告示第1043号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年7月31日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和6年8月5日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和6年8月13日（火）	
	令和6年8月19日（月）	
	令和6年8月26日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和6年8月1日（木）から 同月4日（日）まで	午前7時から 午後9時まで ※ただし、利用申請がない場合には、大阪市立公園条例第9条第1項の規定による供用時間どおり開場する。
	令和6年8月6日（火）から 同月12日（月）まで	
	令和6年8月14日（水）から 同月18日（日）まで	
	令和6年8月20日（火）から 同月25日（日）まで	
鶴見緑地庭球場	令和6年8月2日（金）	午前9時から 午後10時まで
	令和6年8月6日（火）	
	令和6年8月16日（金）	
	令和6年8月20日（火）	

	令和 6 年 8 月 23 日（金）	
	令和 6 年 8 月 27 日（火）	
	令和 6 年 8 月 30 日（金）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）